

紛争解決

○紛争解決

私人間のもめ事は、双方が話し合っ解決するのが理想ですが、話し合いで解決しない場合、裁判による方法、民事調停、仲裁センター（紛争解決センター、示談あっせんセンターなどの名称もある）での和解などによる解決方法があります。

○裁判費用

裁判費用は、訴訟費用と弁護士費用の2種類があります。訴訟費用は裁判を開くための費用で、弁護士費用には着手金と報酬金があります。

着手金は事件解決までの働きに対して前払いするもので、報酬金は判決によって認められた額を基準として算定します。

勝訴の見込みがあるが、資力に乏しい場合、日本司法支援センター（愛称：法テラス）に援助の申し込みを行い、認められれば裁判の費用を法テラスが立て替えてくれます。立て替えた費用は、原則として毎月分割で返済します。また、裁判が終わったときの弁護士への報酬金も法テラスが立て替えてくれます。報酬金も分割返済が可能です。

問い合わせ先	法テラス兵庫	0570-078334 (050-3383-5440)
	法テラス阪神	0570-078335 (050-3383-5445)



○西宮市の市民相談

西宮市役所市民相談課では、各種の相談を実施しています。

法律相談は、月、水、金の 1:00pm-4:00pm ですが、当日の 9:00am から電話により申し込みを受け付けます。

※月、水、金の一部、一週間前から受付を開始する先行予約枠があります。

問い合わせ先	西宮市役所市民相談課	0798-35-3100
--------	------------	--------------

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。